

1. NACCS貿易管理サブシステム（NACCS 外為法関連業務）の概要について
2. NACCSシステム電子申請の利用開始までの手続きについて
3. 電子申請の基本的な操作について
4. 電子ライセンス交付前の補正申請について
5. 電子ライセンス交付後の訂正申請について
6. 申請書ファイルの「数量単位」欄の入力コード選択について（2020年4月～）
7. 包括輸出許可の電子申請の義務化について（2019年4月～）
8. HFC輸入割当・同時承認申請の原則電子化について（2019年1月～）
9. 水産物の輸入割当、輸入承認申請について
10. 電子ライセンス交付イメージの英文表記について
11. 各種問い合わせ先

- I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関連業務の利用者IDの取得）
- II. 外為法関連業務の利用者IDの構成について
- III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）
- IV. NACCSパッケージソフトのインストール
- V. デジタル証明書の再発行、担当者PC入れ替えに伴うソフトの再インストール
- VI. 経済産業省への申請者情報の変更手続き（申請者変更届出）
- VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関係業務の利用者IDの取得）

まずは、NACCSセンターへの利用申込の手続きから開始ください。



NACCSセンターのHP上で申込みを行います。

NACCS 利用申込 入力例

検索

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.htm

NACCS 外為法業務の利用者IDは、V1で始まる会社の一つの利用者コード（上 5 桁）と、社内で使い分ける識別番号（下 3 桁の枝番）の 8 桁で構成されます。

利用者コード V1XXX（5 桁） + 識別番号 F0A, F0B, F0C, …（3 桁）

NACCSパッケージソフトをインストールするパソコン台数を申込時に記載ください。何台でも無料でインストールできます。

NACCSパッケージソフトのインストールやデジタル証明書の取得／再発行は、NACCSセンターHPの『NACCSのご利用方法』内にあるページをご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/ps/>

NACCS パッケージソフト・デジタル証明書

検索

利用申込日から起算して、7 営業日後（※）がシステム利用開始日になります！

（※）2019年4月より利用開始までの期間が短縮されました。

**※システム利用開始日までに、経済産業省への申請者届出を行ってください。
経済産業省への利用者IDの申請者情報の登録が完了しないと、電子申請を行うことが
できません！**

Ⅲ. 経済産業省への
申請者届出を忘れずに！

I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関係業務の利用者IDの取得）

NACCSセンター トップページ → NACCS掲示板 → 申込手続（NSS）→ 新規申込をクリック！

The image shows two overlapping screenshots of the NACCS website. The top screenshot is the NACCS homepage, with a red box around the 'NACCS 掲示板' (NACCS Board) link and a red arrow pointing to it. The bottom screenshot is the NACCS board page, with a red box around the '申込手続 (NSS)' link and a red arrow pointing to it. The board page also shows a 'NACCS 公式ホームページ' (NACCS Official Home Page) link.

The image shows the NSS (New Service System) application page. The page has a navigation bar with 'TOP', 'NACCSのご利用方法', and '申込手続 (NSS)'. The '申込手続 (NSS)' section is highlighted with a red box. Below it, the 'NSS電子申請情報ページ' (NSS Electronic Application Information Page) is shown. The '1 NSSについて' (About NSS) section is highlighted with a red box. The '新規申込' (New Application) button is highlighted with a red box. The '1 NSS操作マニュアル' (NSS Operation Manual) section is also visible, listing links for NSS client environment, NACCS for new users, NACCS for existing users, and NSS detailed operation method.

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.html

I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関係業務の利用者IDの取得）

経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請

経産省のHPでも、『NACCSセンターへの利用申込ガイドンス』として、WEB上の利用申込手続きについて、1クリック1画面のキャプチャー付きでご案内しております（手順マニュアルPDF）



https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/01_new/20200217_center.pdf



I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関係業務の利用者IDの取得）

NACCS貿易管理サブシステム

NACCSセンターへのシステム利用申込 手順マニュアル

2018年11月
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 電子化・効率化推進室

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

『NACCSセンターへの利用申込ガイドンス』（手順マニュアルPDF）

主なポイントは、2箇所あります！

1. NACCSパッケージソフトをインストールするパソコン台数を申込時に記載ください。
（利用申込手順マニュアルPDF：23頁 【20】論理端末・証明書の入力）
2. 料金プランの入力は、「基本＋従量」ではなく、「従量のみ」を選択してください。
（利用申込手順マニュアルPDF：24頁 【21】料金プランの入力）

別添マニュアル

【0】NACCS貿易管理サブシステム利用申込マニュアル

「論理端末数」は、利用するパソコンの台数です。

論理端末・証明書の入力：使用する「パソコン台数」を登録

NACCSサポートシステム

2018/11/28 09:18:04 ログイン中 ログアウト

1 ログイン登録 2 ログイン登録完了 3 NACCS利用申込 4 NACCS利用申込完了 5 登録完了

申込受付書 審査用・企業 利用済 論理端末・証明書 印刷・論理端末 メールボックス 料金プラン 請求書

論理端末・証明書 入力

論理端末またはデジタル証明書の登録を入力してください。

入力完了後に、「戻る」ボタンをクリックしてください。

論理端末に関する項目

NACCSを利用するために必要な論理端末の登録を登録します。必要は論理端末数を入力してください。

※当該論理端末のデジタル証明書も併せて発行いたします。

※論理端末については、こちらをご覧ください。

システム区分	端末・販売費用
論理端末数 (netNACCS)	5 ※ (半角数字)
論理端末数 (extN: 自社システム用)	※ (半角数字)

※netNACCSの利用者コードを取得する場合に
追加する必要を入力してください。

※extNの利用者コードを取得する場合に追加
する必要を入力してください。

※一つのIDで、複数のパソコンへのNACCSパッケージソフトのインストールが可能です。「使用するパソコン台数（システム使用する担当者数）＝論理端末数」とお考えください。

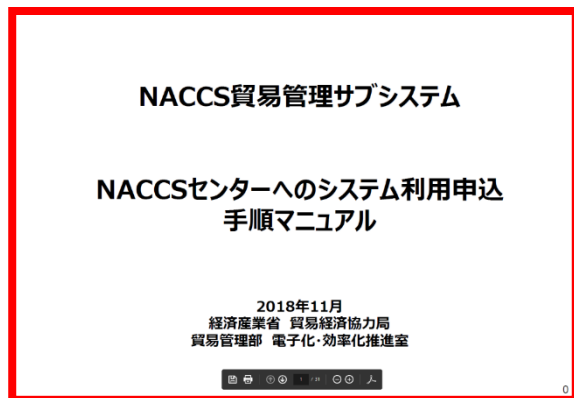
（例）担当者が5名いるので、各人のPCにNACCSパッケージソフトをインストールしたい場合は、「5」と半角数字入力。

（例）担当者は10数名いるが、社内セキュリティの都合上で、スタンドアロンPC一台のみに、NACCSパッケージソフトをインストールしたい場合は、「1」と半角数字入力。

※申込み画面で入力した「利用端末数(PC台数)」に応じて、「デジタル証明書」が発行されます。証明書の有効期限は1年ですが、再発行や追加取得(PC増設)も自在です。

※日常使用するPCにソフトをインストールしておけば、有効期限が切れる2ヶ月前に、PC画面右下のポップアップ表示から、デジタル証明書の更新が自動で案内されます。

I. NACCSセンターへの利用申込（外為法関係業務の利用者IDの取得）



『NACCSセンターへの利用申込ガイドンス』（手順マニュアルPDF）

主なポイントは、2箇所あります！

1. NACCSパッケージソフトをインストールするパソコン台数を申込時に記載ください。
（利用申込手順マニュアルPDF：23頁 【20】論理端末・証明書の入力）
2. 料金プランの入力は、「基本＋従量」ではなく、「従量のみ」を選択してください。
（利用申込手順マニュアルPDF：24頁 【21】料金プランの入力）

別添マニュアル

【0】NACCS貿易管理サブシステム利用申込マニュアル

料金プランの入力：「従量のみ」を選択して「次へ進む」

「料金プランに関する項目」と「請求先入力」画面では・・・

「料金プランに関する項目」では、適用料金プランを選択する必要がありますが、NACCS外為法関連業務の利用料金は経済産業省で負担しておりますので、ご利用者への課金はありません。

※「従量のみ」を選択すれば課金されず、無料で利用できます。

後続の「請求先 入力」画面についても、入力不要です。
請求先等についての欄には記入せず、そのまま画面右下の「申込み内容確認へ進む」というボタンをクリックするのみで手続き完了です。

II. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

NACCS外為法関連業務の利用者IDは、V1で始まる5桁＋識別番号3桁の8桁構成です

利用者コード (上 5 桁)	識別番号 (下 3 桁)
V 1 X X X	F 0 A

外為法関連業務を行う利用者 I D （ 8 桁構成）

外為法関連業務を行う輸出入者の利用者コードは、V1で始まる5桁で、法人毎に取得します。

※通関申告業務を行う利用者コードとは異なるコード体系です（通関業者が、外為法に係る輸出入許可承認の代理申請を行う場合は、輸出入者としての利用者コードが必要になります。また、輸出入者が自社通関を行う場合は、通関申告業務を行う利用者IDが必要です）。

利用者コードに続く 識別番号3桁は、同一法人内での申請種類ごとに使い分ける枝番です。

※代表者から申請する包括輸出許可のみであれば、枝番は一つ（F0A）です。代表者が委任した各事業部長名での許可証の交付を希望する場合は、枝番は社長（F0A）に加えて、委任された各事業部長名（F0B, F0C, F0D…）が必要です。

※すべて代表者名での許可証の交付を希望し、かつ各事業部門ごとに申請を管理したい場合には、部門毎に枝番を取得することも可能です。

枝番は、申請業務を行う担当者数ではありません！！※枝番に関するケーススタディは次頁参照。

II. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

利用者IDの枝番に関するQ & A

代表者が事業部門長に申請を委任し、事業部門長名でライセンスを取得します。事業部内には、複数の担当者がいるので、申請を行う担当の人数分のIDが必要ですか？

代表者のF0Aと、委任される事業部門長のF0Bといった枝番2つを取得ください。なお、部署内で実務を行う担当者分のID枝番は不要です。【次頁で詳しく解説します】

個別輸出許可の申請が年間30～50件あり、それぞれ異なる担当者と同時期に申請するため、F0Aのみの一つのIDでは同時ログインできない等の不都合はありますか？

複数の担当者が同じIDを使用して、NACCSシステムに同時ログインすることは可能です。個別輸出許可の申請を、複数の部署から同時並行で申請することも可能です。

電子申請を始めて行うので、利用者IDは、先ずF0A一つのみ取得します。その後、枝番を追加する場合、どのような手続きが必要ですか？どのくらいの日数がかかりますか？

F0Aを取得後、枝番を追加したい場合は、NACCSセンターのWEB又はヘルプデスク（0120-794-550）からお申し込みください。上限数はありません。2日程度で追加取得できます。

社内規則で、A事業部での申請を、B事業部の担当者が見てはいけないという部門毎の情報管理が義務づけられています。ともに代表者名のライセンス交付を希望しますが、同じF0Aからの申請で、分けて管理することはできますか？

枝番の追加取得が必要です。A事業部から社長名での申請のためのF0Aと、B事業部から社長名での申請のためのF0Bといった枝番を2つ取得することで、事業部門毎に情報管理を行うことは可能です。【次頁で詳しく解説します】

水産物のILを申請する九州事業所と、かにの事前相談を行う北海道事業所で、申請手続き毎に管理したいです。ともに代表者名でのライセンス交付を希望しますが、同じ代表者名であっても、IDの枝番を分けて取得できますか？

枝番を分けて取得することが可能です。すべて代表者名義のライセンス交付を希望する場合であっても、本店F0A・九州事業所F0B・北海道事業所F0Cといった各事業所毎に分けて、申請手続き毎に管理することも可能です。

II. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

申込みが必要な識別番号の数は、ライセンス名義とお考えください。
申請業務を行う実務担当者の数ではありません！

社長名で申請している場合



申請

FOA

別表第一の二

輸出承認申請書

経済産業大臣又は 税関長殿

申請者 **社長名**

記名押印又は署名

住所

申請年月日

電話番号

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第二十条第一項第一号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 住所

(2) 輸出入 仕向

包括許可等、代表者名で申請を行い、代表者名でライセンスが交付される電子申請のみ利用する場合は、識別番号はFOAのみ取得ください。

社長から委任を受けた専務名で申請している場合



委任
FOA



申請

F0B

別表第一の二

輸出承認申請書

経済産業大臣又は 税関長殿

申請者 **専務名**

記名押印又は署名

住所

申請年月日

電話番号

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第二十条第一項第一号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 住所

(2) 輸出入 仕向

代表者が専務に申請を委任して、専務名で申請を行い、専務名でライセンスが交付される場合は、代表者名でのFOAに加えて、委任される専務名のF0Bの取得が必要です。

社長から委任を受けた各事業部長名で申請している場合



委任
FOA



申請

F0B



申請

F0C



申請

F0D

別表第一の二

輸出承認申請書

経済産業大臣又は 税関長殿

申請者 **事業部長名**

記名押印又は署名

住所

申請年月日

電話番号

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第二十条第一項第一号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 住所

(2) 輸出入 仕向

同じく、代表者が複数の事業部門長に申請を委任して、それぞれの事業部長名で申請を行い、事業部長名でライセンスが交付される場合も、代表者名でのFOAに加えて、委任される事業部長の数だけ、F0B, F0C, F0Dと続く枝番の取得が必要です。

II. 外為法関連業務の利用者IDの構成について

事業部門毎に申請に関する情報を管理したい場合
ライセンス名義は同じ代表者で、枝番を分けることが可能です！

同一社内、4種類の申請手続きをすべて代表者名で申請し、
事業部毎に分けて管理したい場合



大阪本社のA事業部では
一般包括輸出許可を管理

社長名で申請

FOA



名古屋支社のB事業部では
輸出許可を管理

社長名で申請

F0B



東京支社のC事業部では
いかのIQ/ILを管理

社長名で申請

F0C



東京支社のD事業部では
かにの事前確認を管理

社長名で申請

F0D

同一社内での申請が多岐に亘る等、事業部門毎に、申請手続きを管理したい場合は、FOA, F0B, F0C, …といった識別番号(枝番)を取得して、事業部毎に管理して、申請はすべて代表者名で行うことも可能です。

ただし、識別番号(枝番)の異なるIDから、原許可証の更新／訂正はできません。

(注意)
A事業部からF0AのIDで申請して取得した原許可証を、B事業部のF0BのIDを使って、更新申請することはできません！

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

NACCS利用申込で取得した利用者IDについて、経済産業省への申請者届出が必要です。

申請者届出

※NACCSセンターから通知されたシステム利用開始日までに、経済産業省への申請者届出を行ってください。

NACCSセンターから通知された利用者IDに紐付く申請者情報（社名、所在地、代表者名、連絡先等）を、経済産業省 貿易管理部 電子化・効率化推進室あてに届出てください。

経済産業省への申請者届出については、経済産業省HP内の「貿易管理」内のページで、必要書類をご案内しています。

経産省 申請者届出手続

検索

システム登録確認

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

申請者届出の受領後、1～2日にてシステム登録を完了し、その旨を通知します。

NACCSセンターへの利用申込みは完了しました…

NACCSセンターから通知された利用開始日を過ぎれば、電子申請は利用できますか？

経済産業省への利用者IDの申請者届出が完了しないと、電子申請はできません！

NACCSセンターから利用者IDを取得したら、経済産業省への利用者IDの申請者情報を速やかに届出ください。

経済産業省へ申請者届出を失念して、NACCSセンターから通知された利用開始日を過ぎてしまいました…
今からでも、経済産業省への届出は間に合いますか？
NACCSセンターへの手続きが再度、必要ですか？

NACCSセンターへの再手続きは不要です。
利用開始日を過ぎていても、速やかに、経済産業省への申請者届出を行い、手続きが完了すれば、電子申請をご利用いただけます。 ※急ぐ場合はご相談ください。

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

※経済産業省への申請者届出の手続きは、下記URLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

電子申請を行うためには、NACCSセンターから取得した利用者IDについて、経済産業省へ申請者情報の届出が必要です。下記URLから、**経済産業省への申請者届出手続の必要書類**を作成して、電子化・効率化推進室あてに提出ください。なお、書類を提出する前のドラフトチェックも行っております。 qqfcbj@meti.go.jp あてに、件名「申請者届出 ドラフトチェック希望」として送付ください。



経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

サイト内検索

ホーム | 経済産業省について | お知らせ | 政策について | 統計 | 申請・届出

政策について ▶ 政策一覧 ▶ 対外経済 ▶ 貿易管理 ▶ 電子申請（NACCS貿易管理サブシステム） ▶ 経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

印刷

経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

制度 | 輸出 | 輸入 | 対象貨物一覧 | 関税割当 | 電子申請 | 貿易救済措置 | 原産地証明 | FAQ | その他

登録、変更及び廃止の各申請手続はこちらからご確認ください。

各手続共通のお知らせ

(1)	届出者	代表権を有する者
(2)	届出書類	手続内容による
(3)	送付方法	受付窓口へ郵送
(4)	受付窓口	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 (直通) 03-3501-0953
(5)	受理通知	登録・追加申請の場合は、電子化・効率化推進室から受領確認（システム登録確認）が、簡易書留で送られてきます。その他の手続の場合は、電子メールでご連絡致します。

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

※申請者届出（新規登録）に必要な書類は、WEBから所定様式をダウンロードください。

【必要書類】

- 申請者届出書（所定様式）
- 届出理由書
- 届出事項が事実であることを証する書類〔登記簿謄本等（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限る。）〕
- △ 委任状（代表権者から委任された代表権を有しない者が届出を行う場合に必要 ※識別番号F0B以降の枝番で申請する場合）
- △ 返信用封筒〔宛先と簡易書留用の切手が貼付されたもの ※レターパック推奨〕

注意事項

1. ドラフトチェックでは、申請者届出書／理由書の記載内容を確認します。正しくは『届出事項が事実であることを証する書類』との照合が必要です。

2. 委任状は、代表権者F0Aから申請であれば、作成は不要です。代表権を有しない者が、代表者の代理で申請する場合（F0B以降の枝番を登録する場合）委任状が必要です。申請の実務担当者への委任状ではありません。

3. 返信用の封筒は、登録が完了した後で、「申請者届出受領確認（システム登録確認）事務連絡」と「新規導入時ガイド」を送付するものですが、前者は特に公印があるものではなく、後者は公表資料ですので、電子媒体のメールで送付を希望される場合、返信用の封筒は不要です。

4. 申請者届出の書類は、郵送で提出ください。書類が届き次第、順次、登録いたします。書類に不備が無ければ、登録に1～2日程度かかります。なお、登録に際して特別に急ぐ事情がある場合（原許可証の更新期限が近い等）、申請者届出書の備考欄にその内容を記載ください。

※申請者届出書、届出理由書への記載事項についての留意点は、次頁で詳しく解説します。

登録・追加の申請者届出手続

< 申請書類 >

番号	書類
(1)	申請者届出書 【1通】 様式  様式  記入要領  記入例  ※第6次NACCSより申請者届出書の備考欄に、法人番号の記載が必要となります。 記載方法については、上段の「各手続共通のお知らせ」（7）をご参照ください。
(2)	届出理由書 【1通】 様式サンプル 
(3)	委任状（法人） 【被委任者ごとに1通】 様式サンプル  ※経済産業省に届け出る申請者は、原則代表権者（社長等）1名ですが、許可・承認委任者（代表権者から委任された代表権を有しない従業員）の届出を行うことがで
(4)	登記簿謄本（法人）／住民票（個人） 【1通】 ※届出日から6か月以内に取得したものであること
(5)	大きさA4の返信用封筒 【1通】 ※申請者の宛先を記入し、簡易書留に必要な金額の切手を貼り付けたもの

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

「申請者届出書」の記載例（1 頁目）

※代表権者F0Aによる電子申請しか行わない場合は、1 頁目の提出のみで、2 頁目以降は不要です。

別表第六

【代表権者及び被委任者2名を新規に届け出る場合】

関係法規	輸出貿易管理規則第1条の3
主務官庁	経 済 産 業 省

申 請 者 届 出 書

経済産業大臣殿

○○○年 ○○月 ○○日

輸出貿易管理規則第1条の3の規定により、下記のとおり
△登録
△変更
△廃止
に係る事項を届け出ます。

送 出 者 ○○○株式会社
記名押印 代表取締役社長
又は署名 経 済 太 郎 印

—
住 所 ○○県○○市○○町○○番地
NACCS利用者ID V J I C A F 0

FOA

フリガナ	○○○○									
名称（会社名）	○○○○株式会社									
郵便番号	○	○	○	-	○	○	○	○		
フリガナ	○○ケン○○シ○○チョウ									
住 所	○○県○○市○○町○○-○									
フリガナ	ケイザイ タロウ					役 職	代表取締役社長			
氏 名	経 済 太 郎									
電 話 番 号	(0111) 11 - 1111					FAX 番号	(0111) 11 - 2222			
電子メールアドレス	abc@△△△.co.jp					事務連絡のための電話・FAX番号、電子メールアドレスを記入して下さい。				
JASIPROコード	V	I	C	A	F	0	A			
NACCS利用者ID	V J I C A F 0									
備 考	届出書作成 担当者：□□ □□ 連絡先(電話)：(0111) 11 - 1111 連絡先(電子メール)：abc@△△△.co.jp NACCS利用開始日：○○月○○日									

NACCSセンターから連絡のあった利用開始日を記入して下さい。

注 (1) △印のうち不必要なものは抹消して下さい。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(3) 特定手続等を行うとする者を複数届け出る場合には、次葉を使用して下さい。

注意事項

1. 標題は、「△登録／△変更／△廃止」のうち、該当する内容（新規の届出であれば△登録）を残して、他を二重線で消してください。
2. 1 頁目の「NACCS利用者ID」は、代表権者FOAに関する事項について記載ください。
3. 「電子メールアドレス」は、代表者のメールアドレスの入力ではありません。電子申請が行われると、審査官又はシステム担当から自動配信メールが届く宛先になります。日中、**連絡が取れる実務担当者のメールアドレスを登録**ください。
※担当者の人事異動が頻繁な場合、長期出張の不在が多い場合等、「電子メールアドレス」は、複数名で管理できる「業務メールアドレス」での登録を推奨します。
4. 備考欄には、担当者(書類作成者)の連絡先と、NACCS利用開始日、13桁の法人番号を記載ください。法人番号は、国税庁のWEBから確認できます。また、**登録に際して特別に急ぐ事情がある場合（原許可証の更新期限が近い等）、その内容を記載ください。**

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

「申請者届出書」の記載例（2頁目以降）

代表権者から委任された代表権を有しない者が届出を行う場合に、記載が必要です。

※識別番号FOB以降の枝番にて、電子申請を行う場合の登録※

注意事項

1. 「申請者届出書」の2頁目以降は、代表権を有する者から申請者として委任を受けたNACCS利用者IDの枝番FOB, F0C, …として登録した者すべてを記載します。担当者の登録ではありません！
2. 代表者との委任関係を示す委任状の提出も必要です。
3. 「電子メールアドレス」は、電子申請が行われると、審査官又はシステム担当から自動配信メールが届く宛先になります。日中、連絡が取れる実務担当者のメールアドレスを登録ください。

※担当者の人事異動が頻繁な場合、長期出張の不在が多い場合、電子メールアドレスは、複数名で管理できる「業務メールアドレス」での登録を推奨します。

(被委任者用)

フリガナ	ボウエキ ジロウ	役 職	A B C 事業部長
氏 名	貿易 次郎		
電子メールアドレス	abc@igyou.co.jp	電話番号	(0111) 11 - 3333
郵便番号		FAX番号	(0111) 11 - 4444
フリガナ	F0B		
住 所			
NACCS利用者ID	V	1	0 0 0 F 0 B

フリガナ	アンボ サブロウ	役 職	東京支社長
氏 名	安保 三郎		
電子メールアドレス	tokyosisa@abc.co.jp	電話番号	(03) 1234 - 1111
郵便番号	0 0 0 - 0 0 0 0	FAX番号	(03) 1234 - 2222
フリガナ	トウキョウ	F0C	
住 所	東京都〇区〇町〇〇		
NACCS利用者ID	V	1	0 0 0 F 0 C

フリガナ		役 職	
氏 名			
電子メールアドレス		電話番号	() -
郵便番号		FAX番号	() -
フリガナ			
住 所			
NACCS利用者ID			

注 「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前業に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

「届出理由書」の記載例

届 出 理 由 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

住 所

会社名

役職・代表者氏名 印

当社は、・・・・・・等の貨物の輸出（入）を行っており、N A C C S貿易管理サブシステムを利用して輸出貿易管理令別表第1（、別表第2、輸入貿易管理令、外国為替令）に掲げる貨物の輸出許可（、輸出承認、輸入承認）（役務取引許可）申請を行いたいため、申請者届出をいたします。

なお、当社の輸出（入）許可（承認）申請実績については、〇〇年度（～△△年度）で××件となっております。

注意事項

1. 届出理由部分には、参考文をそのまま残すのではなく、実際に電子申請を行う手続きと根拠法令のみ記載し、カッコ内に表記されている内容につきまして不要な部分は排除し、カッコ書きを外してください。
2. 「なお」以下の実績は、税関への申告件数ではなく、経済産業省への外為法関連の申請件数について、直近実績を概数で記載ください。

（例）

- ◆当社は、工作機械部品等の貨物の輸出を行っており、NACCS貿易管理サブシステムを利用して輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物の輸出許可申請を行いたいため、申請者届出をいたします。
なお、当社の輸出許可申請実績については、2019年度で約10件となっております。
- ◆当社は、水産物加工品の輸入を行っており、NACCS貿易管理サブシステムを利用して、輸入公表に掲げる貨物の輸入割当及び輸入承認申請を行いたいため、申請者届出を提出いたします。
なお、当社の輸入承認申請実績については、2019年度で30件程度となっております。

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

NACCS業務メニュー：JAI 申請者情報照会

※登録完了を通知する「申請者届出受領確認」の事務連絡が届いたら（※）
NACCSシステムにログインして、「JAI 申請者情報照会」画面から、**登録内容を必ずご確認ください**

【1】

システムに登録された申請者情報を確認する
※電子申請を行う前に必ず実施ください※

JAI 外為法 申請者情報照会

別添マニュアル

【1】申請者登録状況の確認
（JAI 申請者情報照会）



https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/03_operation/01_jai.pdf

申請者届出の書類が届き次第、経済産業省 電子化・効率化推進室にて、順次、システムに申請者情報を登録いたします。

登録が完了した後で、「申請者届出受領確認(システム登録確認)事務連絡」と「新規導入時ガイド」を、郵送又は電子メールにて、申請担当者あてに送付します。

登録完了通知が届いたら、NACCSシステムの業務メニュー：JAI申請者情報照会にて、ライセンスに表示される申請者名や住所等の申請者情報が正しく登録されているか、必ず、電子申請を行う前にご確認ください。

【NACCS業務メニュー：JAI 申請者情報照会】の操作方法について、左記QRコードから、URLにアクセスして、1 クリック 1 画面キャプチャでの操作マニュアルをダウンロードできます。
※主なポイントは次頁で解説します！

なお、システムに登録された申請者情報に誤りがある場合、経済産業省 電子化・効率化推進室まで、速やかにご連絡ください。

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

NACCS業務メニュー：JAI 申請者情報照会の操作手順

1. NACCSパッケージソフトをダウンロードしたPCから、画面上の「N」マークのショートカットをダブルクリックして、初期画面を立ち上げ、外為法関連業務から、「JAI 申請者情報照会」をクリックして画面を呼び出します。

The screenshot displays the NACCS software interface. On the left, the 'ログイン' (Login) section is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it. Below this, the '業務メニュー' (Business Menu) is shown, with the '外為法関連業務' (Foreign Exchange Related Business) section highlighted by a red box and a red arrow. A red arrow points from the '外為法関連業務' section to a detailed view of the '業務メニュー' on the right. In this detailed view, the 'JAI 外為法 申請者情報照会' (JAI Foreign Exchange Applicant Information Inquiry) option is highlighted with a red box and a red arrow. A red arrow also points from the 'JAI 外為法 申請者情報照会' option back to the main application window.

利用者IDとパスワードを入力して、「ログオン」ください。
※ログオンにより、業務メニューからの電子操作が可能になります。

業務メニュー 最下部の<外為法関連業務>の十字をクリックして広げると、業務コードが広がり、「JAI 申請者情報照会」が選択できます。

業務メニュー

- <輸出関連業務>
- 【貿易管理サブシステム】
- <外為法関連業務>
- JTS 外為法 電子ライセンス情報照会
- JTB 外為法 裏書情報呼出し
- JTU 外為法 裏書情報照会
- JTC 外為法 裏書取消情報呼出し
- JAA 外為法 新規・電子ライセンスの訂正申請
- JAB 外為法 補正申請
- JAC 外為法 取下申請
- JAD 外為法 再発行申請
- JAH 外為法 履行報告等申請
- JAM 外為法 必要添付書類等照会
- JAF 外為法 添付書類等追加申請
- JAP 外為法 進捗状況照会
- JAI 外為法 申請者情報照会
- JAI 外為法 申請者届出呼出し
- JAG 外為法 申請済み申請書取得
- JCA 外為法 通関業者指定
- JCI 外為法 指定済み通関業者照会
- JCC 外為法 指定済み通関業者解除呼出し

NACCSパッケージソフト初期画面

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

NACCS業務メニュー：JAI 申請者情報照会の操作手順

2. 「JAI 申請者情報照会」の画面で、申請者の「NACCS 利用者コード」を入力して、「送信」ボタンを押します。

3. 利用者IDに紐付いた申請者情報が表示されます。
登録された内容が正しいか、確認してください。

The screenshot shows the 'JAI 申請者情報照会' window. A red box highlights the '送信' (Send) button in the top menu bar, with a red arrow pointing to it and the text '送信ボタンを押す' (Press the Send button). Another red box highlights the 'NACCS利用者コード' input field, which contains 'VMJY1', with a red arrow pointing to it and the text 'V1で始まる利用者コード 5桁を入力' (Enter a 5-digit user code starting with V1).

JAI 申請者情報照会の画面

The screenshot shows the 'JAI 申請者情報照会' window with the applicant details displayed. A red box highlights the details for the user 'VMJY1100'. The details are as follows:

項目	内容
NACCS利用者ID	VMJY1100
輸出入者コード	P00100020000
法人番号	
申請者 名称	株式会社 国際輸出入テスト商事
申請者 名称 (英文)	INTERNATIONAL EXP & IMP TEST CORP.
申請者 役職名	代表取締役社長
申請者 役職名 (英文)	PRESIDENT AND CEO
申請者 氏名	貿易 太郎
申請者 氏名 (英文)	TAROUI BOUEKI
申請者 住所	東京都港区11-22
申請者 住所 (英文)	11-22, MINATO KU, TOKYO TO
申請者 郵便番号	113-1101
申請者 電話番号	000-0000-1101
申請者 FAX番号	99-0000-1102
申請者 メールアドレス	nttd000@jetras-naccs.com

III. 経済産業省への申請者届出（システムへの申請者情報の登録）

申請者届出（新規）に関するQ & A

申請者届出書・理由書のドラフトチェックは、お願いすべきですか？ どのくらいの日数が係りますか？

希望される場合、ドラフトチェックを1～2日で行います。
正式には、「届出事項が事実であることを証する書類（登記簿謄本等）」と記載内容を照合し、システム登録を行います。

NACCSセンターへ利用申込をしてIDを取得しましたが、経産省への申請者届出を失念してしまいました。数ヶ月経過してしまいましたが、今からでも間に合いますか？

間に合います。NACCSセンターから通知された利用開始日、経産省から通知される申請者情報の登録完了日の、どちらか遅い時点から、電子申請を利用することができます。

包括許可証の更新期限が迫っています。申請者届出書の登録は、どのくらいの日数が係りますか？ 登録を急いでお願いしたい場合は、どうしたらよいですか？

提出書類に不備が無ければ、1～2日で登録が完了します。
なお、特別に急ぐ事情がある場合は、申請者届出書の備考欄にその内容を記載ください。

申請者届出書の担当者メールアドレスは、複数者を登録することができますか？

担当者メールアドレスは、一つしか登録できません。複数名の担当者で共有できる業務メールアドレスの登録を推奨します。

届出事項が事実であることを証する書類として、登記簿謄本等は、原本での提出が必要ですか？

登記簿謄本等は、原本での提出をお願いしています。返送が必要な場合は、返信用封筒を提出の際に同封ください。

登記簿謄本の入手に時間が係ります。代替できる書類はありますか？
入手次第、原本を追って提出するので、申請者届出書・理由書にて、システム登録を先にお願いできますか？

やむを得ない事情から、登記簿謄本等の入手に時間を要する場合には、公的な書類（公共料金金の領収書等）やWEB公表物を代替として、申請者届出書類に添付ください。
登記簿謄本等は、後日、入手次第、速やかに郵送ください。

IV. NACCSパッケージソフトのインストール

NACCSパッケージソフトは、NACCSセンターWEBからダウンロードできます。

NACCSセンター トップページ → NACCS掲示板 → 申込手続 (NSS) →
3 NSSの利用方法 から「3 パッケージソフト・デジタル証明書」をクリック！



<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/pa/>

3 NSSの利用方法 (利用申込)

1 利用申込の入力例

- 1-1 [新規申込](#)
- 1-2 [変更申込](#)
[netNACCS端末の追加](#) [事業所の移転\(引越し\)](#)
- 1-3 [その他の申込\(契約解除・共同利用など\)](#)
- 1-4 [申込の修正・取下げ方法\(750KBytes\)](#)
- 1-5 [契約内容の確認方法\(800KBytes\)](#)

2 利用申込の参考

- 2-1 [利用申込から利用開始までのスケジュール](#)
- 2-2 [回線設置及び廃止に要する標準日数](#)
- 2-3 [利用申込の添付書類](#)

3 パッケージソフト・デジタル証明書

- 3-1 [デジタル証明書の再発行申請書](#)
- 3-2 [デジタル証明書再発行の入力例\(991KBytes\)](#)
- 3-3 [デジタル証明書取得手順書](#)

IV. NACCSパッケージソフトのインストール

※NACCSパッケージソフトは、NACCS掲示板の利用申込サイト、下記URLからダウンロードしてください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/pa/>

NACCS 掲示板

NACCS 公式ホームページへ

検索 問合せ先 サイトマップ

TOP NACCSのご利用方法 申込手続 (NSS) NACCS業務仕様・関連資料 よくある問合せ

関連リンクを表示する▼

NACCSのご利用方法

NACCSのご利用にあたって

- NACCS/バック
- 検証済み納付書印刷用プリンタ
- パッケージソフトデジタル証明書
- Ping監視サービス

パッケージソフト・デジタル証明書関連

I. 第6次パッケージソフト	
1. 第6次パッケージソフト初期導入手順書	パッケージソフト等をダウンロードする際に、一読ください。
2. パッケージソフトダウンロード	パッケージソフトをダウンロードし、インストールしてください。
3. パッケージソフト操作説明書	パッケージソフトの操作に関する説明書となりますので一読ください。
4. パッケージソフト最新バージョン情報	パッケージソフトのバージョンを確認する際にご確認ください。
5. 旧（第5次）用アンインストールツール	旧（第5次）パッケージソフト等をアンインストールする際にご利用ください。 （※旧（第5次）パッケージソフトでは、受信済帳票の印刷、送信済電文の確認のみ可能です。）
6. ゲートウェイ配下第6次用自動バージョンアッププログラム	自社システムゲートウェイ配下の「メール処理方式」をご利用の方は、こちらからバージョンアップファイルを取得してください。
7. 【貿易管理サブシステム利用者用】アップグレードファイル	貿易管理サブシステムをご利用の方で、第6次NACCS/パッケージソフト（総合運転記録版）をインストールされた方は、こちらからアップグレードファイルを取得してください。
8. 動作確認環境	パッケージソフトの動作確認を行っている環境は、こちらからご確認ください。
II. デジタル証明書関連	
1. デジタル証明書インストールツール（※有効期限チェック機能版）ダウンロード（手帳書含む）	第6次NACCSよりデジタル証明書の有効期限（取得日から1年間）を、デジタル証明書インストールツールで管理しますのでnetNACCS及びWebNACCSのご利用者様は必ずこちらからダウンロードし、インストールしてください。

V. デジタル証明書の再発行、担当者PC入れ替えに伴うソフトの再インストール

PC入れ替えに伴うパッケージソフトの再インストールや、デジタル証明書の有効期限切れの再発行や、追加取得についても、**NACCS掲示板の利用申込サイト、下記URLからダウンロードしてください。**

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/use/pa/>

NACCS 掲示板

NACCS 公式ホームページへ

検索 問合せ先 サイトマップ

TOP NACCSのご利用方法 申込手続 (NSS) NACCS業務仕様・関連資料 よくある問合せ

関連リンクを表示する▼

NACCSのご利用方法

NACCSのご利用にあたって

NACCS/バック

検証済み納付書印刷用プリンタ

パッケージソフトデジタル証明書

Ping監視サービス

パッケージソフト・デジタル証明書

I. 第6次パッケージソフト関連

1. 第6次パッケージソフト初期導入手順書	パッケージソフト等をダウンロードする際に、一読ください。
2. パッケージソフトダウンロード	パッケージソフトをダウンロードし、インストールしてください。
3. パッケージソフト操作説明書	パッケージソフトの操作に関する説明書となりますので一読ください。
4. パッケージソフト最新バージョン情報	パッケージソフトのバージョンを確認する際にご確認ください。
5. 旧 (第5次) 用アンインストールツール	旧 (第5次) パッケージソフト等をアンインストールする際にご利用ください。 (※旧 (第5次) パッケージソフトでは、受信済帳票の印刷、送信済電文の確認のみ可能です。)
6. ゲートウェイ配下第6次用自動バージョンアッププログラム	自社システムゲートウェイ配下の「メール処理方式」をご利用の方は、こちらからバージョンアップファイルを取得してください。
7. 【貿易管理サブシステム利用者用】アップグレードファイル	貿易管理サブシステムをご利用の方で、第6次NACCS/パッケージソフト (最新版) をインストールされた方は、こちらからアップグレードファイルを取得してください。
8. 動作確認環境	パッケージソフトの動作確認を行っている環境は、こちらからご確認ください。

II. デジタル証明書関連

1. デジタル証明書インストールツール (※有効期限チェック機能版) ダウンロード (手帳書含む)	第6次NACCSよりデジタル証明書の有効期限 (取得日から1年間) を、デジタル証明書インストールツールで管理しますのでnetNACCS及びWebNACCSのご利用者は必ずこちらからダウンロードし、インストールしてください。
---	--

デジタル証明書の有効期限は1年です。
有効期限が切れる2か月前にパッケージソフトをインストールしたPCの右下のポップアップ画面で更新を知らせるメッセージが届いて自動で更新できます。
更新期限が切れた場合には、再発行の手続きが必要です。

VI. 経済産業省への申請者情報の変更手続き（申請者変更届出）

※経済産業省への申請者届出の変更に関する手続きも、新規の届出と同様に、下記URLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

ライセンスに表示される申請者名や住所等の申請者情報は、NACCS業務メニュー「JAI：申請者情報照会」から確認できます。システムに登録された情報について、電子申請する前に必ずご確認ください、登録情報に変更がある場合、速やかに経済産業省への申請者届出（変更）をご提出ください。随時、変更は可能です。



経済産業省 トップページ → 政策一覧 対外経済 → 貿易管理 → 電子申請 → 経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

サイト内検索

ホーム | 経済産業省について | お知らせ | 政策について | 統計 | 申請・届出

政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 貿易管理 > 電子申請（NACCS貿易管理サブシステム） > 経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

印刷

経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

制度 | 輸出 | 輸入 | 対象貨物一覧 | 関税割当 | 電子申請 | 貿易救済措置 | 原産地証明 | FAQ | その他

登録、変更及び廃止の各申請手続はこちらからご確認ください。

各手続共通のお知らせ

(1)	届出者	代表権を有する者
(2)	届出書類	手続内容による
(3)	送付方法	受付窓口へ郵送
(4)	受付窓口	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 (直通) 03-3501-0953
(5)	受理通知	登録・追加申請の場合は、電子化・効率化推進室から受領確認（システム登録確認）が、簡易書留で送られてきます。その他の手続の場合は、電子メールでご連絡致します。

VI. 経済産業省への申請者情報の変更手続き（申請者変更届出）



※申請者届出（変更）に必要な書類も、新規の届出時と同様に、WEBから所定様式をダウンロードできます。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

ホーム | 経済産業省について | お知らせ | 政策について | 統計 | 申請

政策について ▶ 政策一覧 ▶ 対外経済 ▶ 貿易管理 ▶ 電子申請（NACCS貿易管理サブシステム） ▶ 経済産業省への申請

印刷

経済産業省への申請者届出手続（登録・変更・廃止）

制度 | 輸出 | 輸入 | 対象貨物一覧 | 関税割当 | 電子申請 | 貿易救済措置 | 原産地証明 | FAQ | その他

登録、変更及び廃止の各申請手続はこちらからご確認ください。

各手続共通のお知らせ

(1)	届出者	代表権を有する者
(2)	届出書類	手続内容による

登録・追加の申請者届出手続

< 申請書類 >

番号	書類
(1)	申請者届出書 【1通】 様式 記入要領 記入例

※第6次NACCSより申請者届出書の備考欄に、法人番号の記載が必要となります。
記載方法については、上段の「各手続共通のお知らせ」（7）をご参照ください。

内容変更の申請者届出手続

※内容変更手続完了の連絡は電子メールで行います。申請者届出書の備考欄に連絡先の電子メールアドレスを必ずご記入ください。

1. 電子メールアドレス、電話番号、FAX番号、JASTPROコードの変更

廃止の申請者届出手続

※廃止手続完了の連絡は電子メールで行います。申請者届出書の備考欄に連絡先の電子メールアドレスを必ずご記入ください。

番号	書類
----	----

【各手続共通のお知らせ】

新規届出／変更届出に共通した内容です。
書面での提出前のドラフトチェックも行っております。

【登録・追加の申請者届出手続】

【内容変更の申請者届出手続】

1. 電子メールアドレス、電話番号、FAX番号、JASTPROコードの変更
2. 代表権者又は被委任者の変更
3. 住所の変更
4. 会社名の変更

【廃止の申請者届出手続】

VI. 経済産業省への申請者情報の変更手続き（申請者変更届出）

1. 電子メールアドレス、電話番号、FAX番号の変更

【必要書類】

- 申請者届出書（所定様式）
- 届出理由書（変更の理由を記入）

2. 代表権者又は被委任者の変更

【必要書類】

- 申請者届出書（所定様式）
- 届出理由書（変更の理由を記入）
- △ 委任状（代表権者から委任された代表権を有しない者が届出を行う場合）
- 届出事項が事実であることを証する書類（登記簿謄本、履歴事項証明書等）
※変更登記が間に合わない場合には、別途証明できるものをご相談ください。

3. 住所の変更 / 4. 会社名の変更

【必要書類】

- 申請者届出書（所定様式）
- 届出理由書（変更の理由を記入）
- 届出事項が事実であることを証する書類（登記簿謄本、履歴事項証明書等）
※変更登記が間に合わない場合には、別途証明できるものをご相談ください。

注意事項

1. ドラフトチェックは、申請者届出書／理由書の記載内容を確認します。正しくは『届出事項が事実であることを証する書類』と照合します。

2. 委任状は、代表権者F0Aから申請であれば、作成は不要です。代表権を有しない者が、代表者の代理で申請する場合（F0B以降の枝番を登録する場合）委任状を提出ください。申請の実務担当者への委任状ではありません。

3. 申請者届出の書類についても、新規登録時と同様に、郵送で提出ください。書類が届き次第、順次、登録いたします。**登録に際して特別に急ぐ事情がある場合（原許可証の更新期限が近い等）、申請者届出書の備考欄に、その内容を記載ください。**

4. 申請者届出書には、変更する箇所の記載をお願いします。届出理由書に変更箇所について明記いただき、その理由を記入ください。

5. 登録内容の変更を急ぐ特別の事情があって、**届出事項が事実であることを証する書類（登記簿謄本等）の入手に時間を要する場合、予めご相談ください。変更内容を証明できる対外向け公表資料を代替として、変更登記が完了次第、正式な証明書類をご提出ください。**

申請者届出（変更）の登録が完了したら、システム登録確認の事務連絡を電子メールにて、担当者あてに通知いたします。
※新規登録時のように、導入時ガイド等の送付物はないため、返信用封筒の同封は不要です。

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

1. 電子メールアドレスの変更について

申請者届出で登録した担当者に人事異動がありました。

質問 1) 担当者として、前任と後任の2名以上のメールアドレスを登録できますか？

質問 2) 人事異動が来月の場合、事前に、担当者メールアドレスの変更を登録できますか？

質問 3) 申請者届出で業務メールアドレスを登録しておけば、担当者変更の届出は不要ですか？

回答

1)

「申請者届出書」の「メールアドレス欄」に記載するメールアドレスは、1 つしか登録できません。複数者のご担当者がいらっしゃる場合に、2 つ以上のアドレスを記載することはできませんが、複数者で共有する社内業務メールアドレスを作成して、その 1 つの業務メールアドレスを登録することは可能です。

2)

担当者メールアドレスを含めて、申請者届出(新規/変更)は、有効となる日以前に予め届出の手続きを行って、事前にシステムへの登録を完了させれば、有効となる日時点で変更内容が更新されます。

3)

申請者届出書の「メールアドレス欄」に担当者個人ではなく業務メールアドレスを登録すれば、業務メールアドレス自体に変更がなければ、共有する担当者の変更は社内管理いただき、申請者届出（メールアドレスの変更手続き）は不要です。

なお、電子申請を行うと、審査官から配信される通知メールは、申請者届出書の「メールアドレス」欄にて登録したアドレスと、案件毎の申請書（.jetファイル）の「担当者メールアドレス」欄に記入したアドレスの 2 つに届きます。

別添資料 【代表権者及び被委任者2名を新規に届け出る場合】

輸出貿易管理規則第1条の3
輸出貿易管理規則第1条の3

経済産業大臣殿

申請者届出書

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

輸出貿易管理規則第1条の3の規定により、下記のとおり（△登録 △変更 △廃止）に係る事項を届け出ます。

届出者 〇〇〇株式会社
記名押印 代表取締役社長
又は署名 経済 太郎 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇
NACCS利用者ID Y1000F0000

フリガナ	〇〇〇〇
名称（会社名）	〇〇〇〇株式会社
郵便番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ	〇〇ケン〇〇シ〇〇チョウ
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇
フリガナ	ケイザイ タロウ
氏 名	経済 太郎
役 職	代表取締役社長
電話番号	イ0111 3 11-1111 FAX番号 イ0111 3 11-2222
電子メールアドレス	abc@〇〇.co.jp 事務連絡のための電話・FAX番号、電子メール
IASTPROコード	ア 1 2 3 4 5 6 7 8 9 C
NACCS利用者ID	Y 1 〇 〇 〇 F 0 A
備考	届出書作成 担当者：□□ □□ 連絡先（電話）：0111 11-1111 連絡先（電子メール）：abc@〇〇.co.jp NACCS利用開始日：〇〇月〇〇日 NACCSでから連絡のあった利用開始日を記入して下さい。

注 (1) △印のうち不必要なものは抹消して下さい。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(3) 特定手続等を行うとする者を複数届け出る場合には、次表を使用して下さい。

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

2. 代表権者の変更について

代表取締役社長の交代が、来月の株主総会後に決定される予定です。

質問 1) 総会前に、予め申請者届出(変更)の手続きを行うことは可能ですか？

質問 2) 申請者変更の手続きをシステム上で完了すれば、現在申請中の案件で、株主総会後に許可が下りた場合、電子ライセンスは新社長名で交付されますか？

質問 3) 既に交付された電子ライセンスの社長名も、旧社長から新社長に自動で更新されますか？

回答

1)

代表取締役社長の交代を含めて、申請者届出(新規/変更)は、有効となる日以前に予め届出の手続きを行って、事前にシステムへの登録を完了させれば、有効となる日時点で変更内容が更新されます。

2)

電子ライセンスに転記される申請者(代表権者)名等の申請者情報は、申請時点でシステム登録されている内容です。したがって、申請者情報の更新日(変更が有効となる日)より以前に申請した案件について、変更日以降に許可が下りた場合、電子ライセンスに標記されるのは、変更前の旧社長名です。

※新社長名の表示された電子ライセンスの交付を希望する場合は、申請者届出(変更)の手続きの際に、ご相談ください。又は、審査中案件の担当審査官へご連絡ください。

3)

上記の通りです。申請者届出(変更)の手続きを完了すれば、審査中又は交付済み電子ライセンスに、変更した申請者情報が電子ライセンスに自動で更新されるものではありません。

別添第一の二

輸出許可証

経済産業大臣又は 税関長殿

申請者 旧社長名

住所 旧社長名

申請年月日 旧社長名

電話番号 旧社長名

次の輸出の承認を輸出貿易管理規則第1条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 旧社長名 住所 旧社長名

(2) 買主 旧社長名 住所 旧社長名



別添第一の二

輸出許可証

経済産業大臣又は 税関長殿

申請者 新社長名

住所 新社長名

申請年月日 新社長名

電話番号 新社長名

次の輸出の承認を輸出貿易管理規則第1条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 新社長名 住所 新社長名

(2) 買主 新社長名 住所 新社長名

注意！
電子ライセンスに転記される
申請者情報は、申請時点で
登録されている内容です。

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

2. 代表権者の変更について

包括輸出許可証(電子)の有効期限内に、代表取締役社長の交代が予定されています。

質問 1) 原許可証(交付済みの電子ライセンス)を有効期限内に変更する必要がありますか？

質問 2) 代表権者の変更に係る届出は必要ですか？

回答

1)

代表権者が変わっても、包括許可証の変更は不要です。代表権者の変更に関して、原許可証の訂正申請を行う必要はありません。

2)

2019年4月の包括取扱要領の改正により、代表者変更届出(様式第5)の許可証交付窓口への提出も不要です。

したがって、代表権者の変更にともなう届出として、包括許可証との関係では、許可証交付窓口への手続きは要しません。

ただし、申請者届出通達により、届出事項に変更があった場合、速やかに電子化・効率化推進室あてに申請者届出(変更)をご提出ください。

包括取扱要領の改正(2019年4月)：代表者名の変更届(様式第5)及び住居表示変更届(様式第6)の廃止

新
法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。



旧
法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、 <u>代表者名変更届(様式第5)、住居表示変更届(様式第6)を当該許可を受けた窓口へ当該許可証の写しとともに速やかに提出しなければならない。</u>

※ 特別一般包括及び特定包括も同様

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

2. 代表権者の変更について

一般包括輸出許可証(電子)の統括責任者及び該非確認責任者に変更が生じました。

質問 1) 交付済みの原許可証を有効期限内に変更する必要がありますか？

質問 2) 統括責任者及び該非確認責任者の変更に係る届出は必要ですか？

質問 3) NACCSシステムの業務メニュー「JAJ：申請者届出呼出し」画面にて、変更内容を登録すれば手続きは完了ですか？

回答

- 1) 代表権者が変わっても、包括許可証の変更は不要です。代表権者の変更に関して、原許可証の訂正申請を行う必要はありません。
- 2) 2019年4月の包括取扱要領の改正により、一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式a の許可証交付窓口への提出も不要です。一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者については、NACCS業務メニュー「JAJ：申請者届出呼出し」にて、登録内容を変更ください。【次頁で詳しく解説します】
- 3) NACCS業務メニュー「JAJ：申請者届出呼出し」画面にて、申請者自らが登録できるのは、表示された画面(下)の該非判定責任者情報のみです。表示された画面(上)の申請者情報については、申請者届出通達により、届出事項に変更があった場合、速やかに電子化・効率化推進室あてに申請者届出(変更)をご提出ください。

包括取扱要領の改正（2019年4月）：一般包括許可の統括責任者及び該非確認責任者を登録する様式a の廃止

新
(削除)



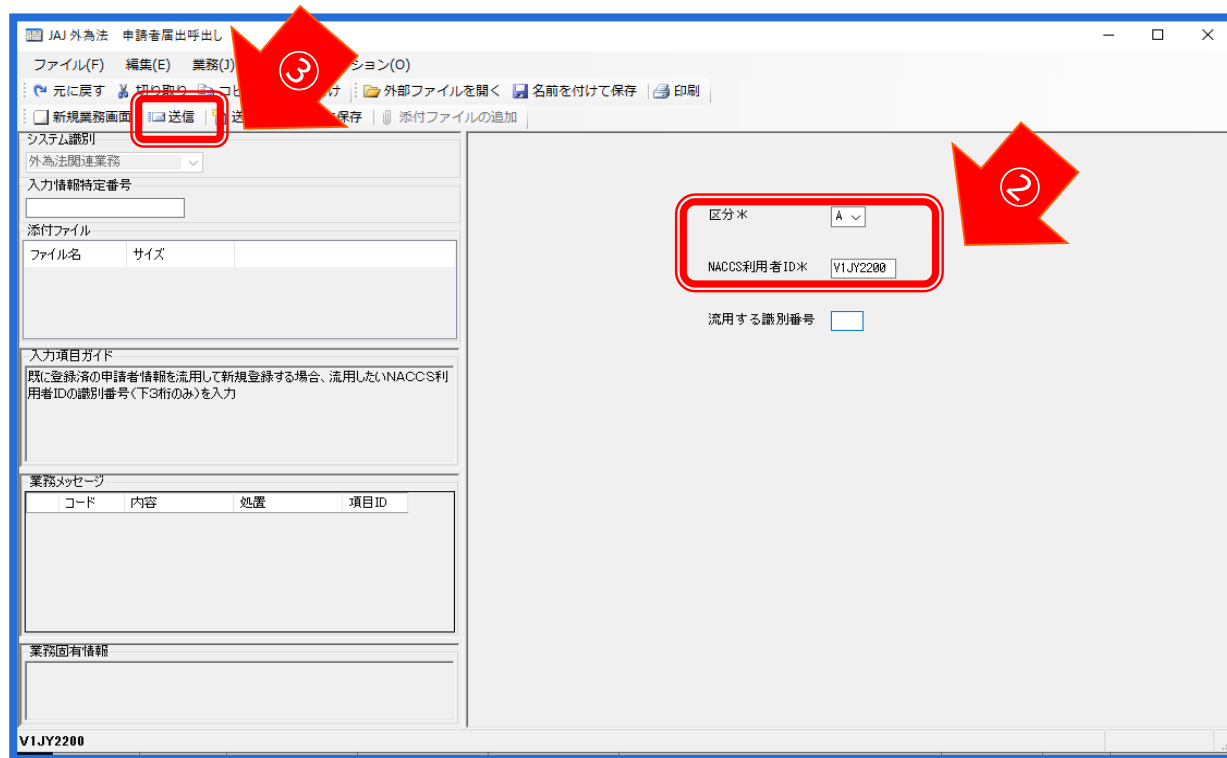
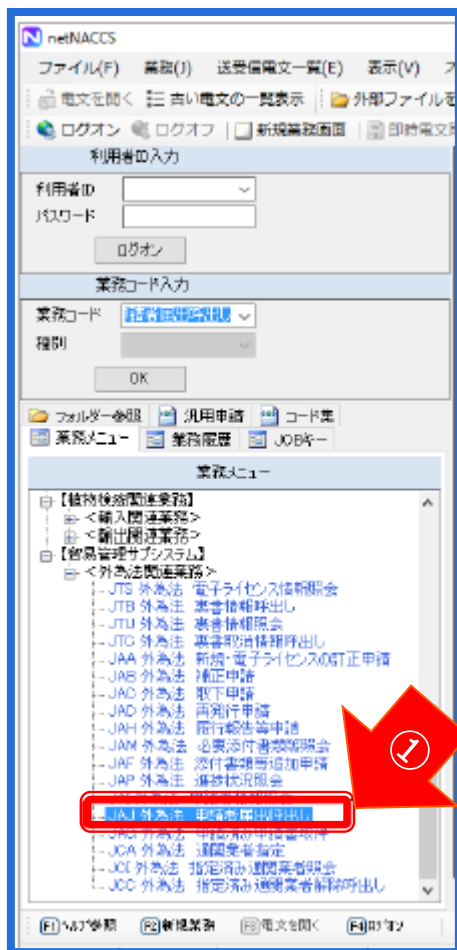
旧
申請時に統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書(様式a) 1通を申請窓口へ郵送又は提出すること。
統括責任者又は該非確認責任者が変更された場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届(様式aの2)を当該許可を受けた窓口へ速やかに提出しなければならない。

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

「JAJ : 申請者届出呼び出し」からの該非判定責任者情報の登録方法

一般包括輸出許可の申請に際して、統括責任者及び該非確認責任者をNACCS業務メニューJAJから登録ください。

- ① NACCS<外為法関連業務>より、「JAJ外為法 申請者届出呼び出し」をクリック
- ② 切り替わった「JAJ 申請者届出呼び出し」画面にて、区分とNACCS利用者IDを入力
 - ◆ 区分は、次の3つから選択ください
「R:照会」 / 「A:新規登録」 / 「U:変更」
 - ◆ NACCS利用者IDは、V 1 で始まるNACCS利用者IDの8桁
- ③ 「送信」ボタンをクリック。 利用者IDに登録された申請者情報が表示されます（次頁へ）



VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

「JA」：申請者届出呼び出しからの該非判定責任者情報の登録方法

「JA」：申請者届出呼び出し画面にて、申請者自らが登録／変更できるのは、表示された画面(下)の該非判定責任者情報のみです。
表示された画面(上)の申請者情報の登録／変更は、申請者届出通達により、電子化・効率化推進室あてに申請者届出の提出が必要です！

- ④ 切り替わった画面の下部「該非判定責任者情報」（統括責任者と該非確認責任者に関する情報）を入力
- ⑤ 「送信」ボタンをクリック

JA01 外為法 申請者届出登録

ファイル(F) 編集(E) 業務(I) ショウ(0)

元に戻す 印刷 外部ファイルを開く 名前を付けて保存 印刷

新規業務画面 送信 添付ファイルの追加

システム識別

外為法関連業務

入力情報特定番号

添付ファイル

ファイル名 サイズ

入力項目ガイド

申請者の氏名(英文)を入力

業務メッセージ

コード	内容	処置	項目ID
COMPLETE			

業務固有情報

V1JY2200

区分 U

申請者届出情報

NACCS利用者ID V1JY2200

輸出入者コード P00SG08020000

法人番号* P0012140121400000

申請者 名称* 株式会社テスト申請

申請者 名称(英文) TEST APPLY CORP.

申請者 役職名* 代表取締役

申請者 役職名(英文) PRESIDENT

申請者 氏名* 申請 太郎

申請者 氏名(英文) TARO SHINSEI

申請者 住所* 東京都港区11-11

申請者 住所(英文) 11-11, MINATO KU, TOKYO TO

申請者 郵便番号* 100-1200

申請者 電話番号* 99-0000-1200

申請者 FAX番号 88-0000-1200

申請者 メールアドレス* intd002@jetras-naccs.com

該非判定責任者情報

統括責任者	役職	代表取締役社長
統括責任者	氏名	申請 太郎
該非確認責任者	役職	輸出管理室 室長
該非確認責任者	氏名	申請 次郎

注意！

画面上段の「申請者届出情報」に記載された内容は、電子ライセンスに標記される申請者情報です。

「申請者情報」の登録／変更は、画面入力だけでは完了しません。

別途、経済産業省 電子化・効率化推進室への申請者届出(変更)手続きが必要です。

3. 住所の変更について

輸出入管理業務を行う事務所が移転したため、申請者届出の住所変更を希望します。本店移転ではないため、登記上の変更はありません。

質問 1) 登記上の変更ない場合であっても、電子ライセンスに記載される住所変更が必要な場合、申請者届出(変更)の手続きを行うことは可能ですか？

質問 2) 『届出事項が事実であることを証する書類』として、提出すべき代替はありますか？

回答

1)

申請者届出の手続きでは、申請者届出書に記載された内容を、『届出事項が事実であることを証する書類』（登記簿謄本等）との整合性を確認します。登記簿謄本等に記載された本店住所を、申請者情報として届出いただくのが望ましいです。

他方で、外為法関連の許可証について、登記上の本店とは異なる営業所（輸出入管理業務を行う事業所等）で管理することが社内規定で定められている等の特段の事情がある場合は、その内容をご相談ください。

2)

上記のような特段の事情により、登記上の本店とは異なる営業所の住所を、申請者情報として登録する場合は、『届出事項が事実であることを証する書類』として、当該営業所が実在することを証明する書類の提出が必要です。代替書類の一例としては、公共料金の支払い領収書等、当該営業所の住所の記載された公的な証明書を、住所以外の情報を黒塗りした上で、ご提出ください。

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

3. 住所の変更について

本社移転が2ヶ月後に予定されています。

質問 1) 予め申請者届出(変更)の手続きを行うことは可能ですか？

質問 2) 申請者変更の手続きをシステム上で完了すれば、現在申請中の案件で、本社移転後に許可が下りた場合、電子ライセンスには新住所が記載されますか？

質問 3) 既に交付された電子ライセンスも、旧住所から新住所に自動で更新されますか？

回答

1)
本社移転等の住所変更を含めて、申請者届出(新規/変更)は、有効となる日以前に予め届出の手続きを行って、事前にシステムへの登録を完了させれば、有効となる日時点で変更内容が更新されます。

2)
電子ライセンスに転記される所在地等の申請者情報は、申請時点にシステム登録されている内容です。したがって、申請者情報の更新日(変更が有効となる日)より以前に申請した案件について、変更日以降に許可が下りた場合、電子ライセンスには変更前の旧住所が表示されます。

※新住所の表示された電子ライセンスの交付を希望する場合は、申請者届出(変更)の手続きの際に、ご相談ください。又は、審査中案件の担当審査官へご連絡ください。

3)
上記の通りです。申請者届出(変更)の手続きを完了すれば、審査中又は交付済み電子ライセンスに、変更した申請者情報が電子ライセンスに自動で更新されるものではありません。



注意！
電子ライセンスに転記される
申請者情報は、申請時点に
登録されている内容です。

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

3. 住所の変更について

包括輸出許可証(電子)の有効期限内に、事務所の住所変更が予定されています。

質問 1) 原許可証(交付済みの電子ライセンス)を有効期限内に変更する必要がありますか？

質問 2) ライセンスに記載される本店所在地の変更に係る届出は必要ですか？

回答

1) 住所表示に関する包括許可証の変更は不要です。住所変更に関して、原許可証の訂正申請を行う必要はありません。

2) 2019年4月の包括取扱要領の改正により、住所表示変更届出(様式第6)の許可証交付窓口への提出も不要です。
したがって、住所変更にともなう届出として、包括許可証との関係では、許可証交付窓口への手続きは要しません。

ただし、申請者届出通達により、届出事項に変更があった場合、速やかに電子化・効率化推進室あてに申請者届出(変更)を提出ください。

包括取扱要領の改正(2019年4月)：代表者名の変更届(様式第5)及び住居表示変更届(様式第6)の廃止

新		旧
法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。		法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、 <u>代表者名変更届(様式第5)、住居表示変更届(様式第6)を当該許可を受けた窓口へ当該許可証の写しとともに速やかに提出しなければならない。</u>

※ 特別一般包括及び特定包括も同様

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

4. 会社名の変更について

ケース【1】： 同一会社の社名変更

A社では、3ヶ月後に、社名をX社に名称変更します。

質問 1) 予め申請者届出(変更)の手続きを行うことは可能ですか？

質問 2) 申請者変更の手続きをシステム上で完了すれば、現在申請中の案件で、社名変更後に許可が下りた場合、電子ライセンスには旧A社ではなく、新名称のX社が表示されますか？

質問 3) 既に交付された電子ライセンスも、旧A社ではなく、新名称のX社へ自動更新されますか？

質問 4) 原許可証やCP/CLに関して、社名変更の手続きは、NACCS届出で完結しますか？

回答

1) 社名変更等の申請者届出(新規/変更)は、有効となる日以前に予め届出の手続きを行って、事前にシステムへの登録を完了させれば、有効となる日時点で変更内容が更新されます。

2) 電子ライセンスに転記される会社名等の申請者情報は、申請時点でシステム登録されている内容です。したがって、申請者情報の更新日(変更が有効となる日)より以前に申請した案件について、変更日以降に許可が下りた場合、電子ライセンスには変更前の情報が表示されます。

3) 上記の通りです。申請者届出(変更)の手続きを完了すれば、審査中又は交付済み電子ライセンスに、変更した申請者情報が電子ライセンスに自動で更新されるものではありません。

4) 社名変更は、申請者届出(変更)の他に、原許可証の訂正申請(社名変更)や、CP保有企業ではCP/CLの変更手続きが必要です。原許可証の社名変更については、ライセンス交付窓口あてにご相談ください。NACCSシステムで原許可証の訂正申請(社名変更)が可能です。CP/CLの変更手続きは、NACCSシステムで行うことはできません。経済産業省 貿易管理部 安全保障貿易検査官室へご確認ください。
安全保障貿易検査官室（輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程CP関連）：[TEL:03-3501-2841](tel:03-3501-2841)

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

4. 会社名の変更について

ケース【2】: 分社化による社名変更

A社では、3ヶ月後に分社化して、A社の法人番号はX社が引継ぎ、新たにY社が設立します。

質問 1) A社では貿サブIDがありません。新設するX社(又はY社)で、外為法手続きの電子申請を行う予定の場合、予め、X社(又はY社)として貿サブIDの新規取得を準備できますか？

質問 2) A社で取得した貿サブIDを、A社の法人番号を引き継ぐX社で継承するための手続きは？

質問 3) A社で取得した貿サブIDを、A社の輸出管理業務を引き継ぐY社(法人番号の異なるY社)で継承するための手続きは？

回答

NACCS貿易管理サブシステム利用者ID(貿サブID)の会社名は、法人番号での登録です。利用者IDを廃止すると、当該IDで取得した原許可証のアクセス権限が無くなります。

1) 社名変更等の申請者届出(新規/変更)は、有効となる日以前に予め届出の手続きを行って、事前にシステムへの登録を完了させれば、有効となる日時点で変更内容が更新されます。登記が完了していない場合や、電子申請を急ぐ特段の事情がある場合は、ご相談ください。

2) 分社化される法人が同一法人番号の場合、すなわちA社の法人番号を継承するX社が、A社の貿サブIDを引き継ぐ場合は、A社からX社への社名変更の手続き(前頁のケース【1】)が必要です。

3) 分社化される法人が同一法人番号で無い場合、すなわちA社とは法人番号の異なるY社が、A社の貿サブIDを引き継ぐ場合は、別会社に事業(輸出管理業務)を引き継ぐことと同義とお考えください。A社からY社への地位の継承の手続きが必要です。A社の貿サブIDをY社でそのまま使うことは可能ですが、NACCSセンター及び経済産業省 電子化・効率化推進室へ事前にご相談の上、地位の継承の手続きをお願いします。

※NACCS利用者IDの地位の継承については、「NACCS掲示板→よくある問合せ→地位の継承」をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/qanda/docs-keiyaku/2014052100012/>

4. 会社名の変更について

ケース【3】：事業合併による社名変更

A社では、3ヶ月後にB社を合併して、A社の法人番号は変更せず、B社は消滅します。

- 質問 1) 貿サブIDのあるA社が、貿サブIDの無いB社を合併するにあたり、手続きは必要ですか？
質問 2) 貿サブIDの無いA社が、貿サブIDのあるB社を合併して、B社のIDを継承できますか？
質問 3) A社もB社も貿サブIDを取得しています。A社がB社を吸収する場合、B社のIDを廃止しなければなりませんか？ B社が取得した原許可証(電子)を、A社は継承できますか？

回答

NACCS貿易管理サブシステム利用者ID（貿サブID）の会社名は、法人番号での登録です。利用者IDを廃止すると、当該IDで取得した原許可証のアクセス権限が無くなります。

1) 特段、手続きは不要です。事業合併後も、そのままA社の貿サブIDをご利用いただけます。但し、事業合併にともなう代表者や本店住所等の貿サブIDとして登録された申請者情報に変更が生じた場合、経済産業省への申請者届出の変更が必要です。

2) 事業合併後に、B社の貿サブIDを、A社として引き継ぐために、A社からの地位の継承の手続きが必要です。
※NACCS利用者IDの地位の継承については、「NACCS掲示板→よくある問合せ→地位の継承」をご参照ください。
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/qanda/docs-keiyaku/2014052100012/>

3) 貿サブID(V1で始まる5桁)は、法人につき1つ有するため、事業合併後のA社で、A社とB社の貿サブIDを2つ所有することはできません。A社の貿サブIDを活かす場合、B社の貿サブIDは廃止しなければなりません。貿サブIDを廃止した場合、当該IDで取得した原許可証(電子)のアクセス権限が消滅します。IDを廃止する前に、交付済み電子ライセンスの裏書(残数)を確認し、必要なデータを電子から紙に移行するための紙切替の処置が必要です。
B社が取得した原許可証(電子)は、紙交付に切り替えて、紙ライセンスとしてA社が継承することになります。原許可証(電子)の交付窓口、又は電子化・効率化推進室あてに、ID廃止前に、必ずご相談ください。

VII. 申請者情報の登録/変更に関するケーススタディ

4. 会社名の変更について

ケース【4】： 業界再編による社名変更

A社とB社が、3ヶ月後にC社として新しい法人番号を取得します。A社とB社は消滅します。

質問 1) A社(又はB社)の一方が取得した貿サブIDを、C社が継承できますか？

質問 2) 貿サブIDをA社もB社も保有する場合、統合後に、C社が2社のIDを取得できますか？

質問 3) 貿サブIDをA社もB社も保有しており、A社の貿サブIDをC社が継承する場合、B社のIDを廃止しなければなりませんか？ B社が取得した原許可証(電子)をC社は継承できますか？

回答

NACCS貿易管理サブシステム利用者ID（貿サブID）の会社名は、法人番号での登録です。利用者IDを廃止すると、当該IDで取得した原許可証のアクセス権限が無くなります。

1) 新しい法人番号でC社を新設する場合、A社(又はB社)の取得した貿サブIDを継承することは、別会社に貿サブ(外為法関連)事業を引き継ぐことと同義とお考えください。A社(又はB社)からC社への地位の継承の手続きが必要です。A社(又はB社)の貿サブIDをC社でそのまま使うことは可能ですが、NACCSセンター及び経済産業省 電子化・効率化推進室へ事前にご相談の上、地位の継承の手続きをお願いします。

※NACCS利用者IDの地位の継承については、「NACCS掲示板→よくある問合せ→地位の継承」をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/qanda/docs-keiyaku/2014052100012/>

2) 貿サブID(V1で始まる5桁)は、法人につき1つ有するため、A社とB社の貿サブIDを2つともにC社が所有することはできません。A社とB社の貿サブIDを廃止してC社が新規で貿サブIDを取得するか、或いはA社かB社の一方の貿サブIDを残して、他方を廃止することが必要です。

3) C社では、A社の貿サブIDを継承する場合、B社の貿サブIDは廃止しなければなりません。貿サブIDを廃止した場合、当該IDで取得した原許可証(電子)のアクセス権限が消滅します。IDを廃止する前に、交付済み電子ライセンスの裏書(残数)を確認し、必要なデータを電子から紙に移行するための紙切替の処置が必要です。

C社は、A社の原許可証(電子)を継承しつつ、B社が取得した原許可証(電子)は、紙交付に切り替えて、紙ライセンスとしてC社が継承することになります。原許可証(電子)の交付窓口、又は電子化・効率化推進室あてに、ID廃止前に、必ずご相談ください。